

令和8年度事業計画

少子高齢化や人口減少が全国的に進行する中、福生市においても単身高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、地域のつながりの希薄化が懸念されています。また、能登半島地震等の大規模災害の頻発や、物価高騰などの社会情勢の変化により、地域住民が抱える生活課題は複雑化・複合化しています。生活困窮、社会的孤立、ヤングケアラー、育児と介護のダブルケアなど、従来の縦割りの支援体制だけでは対応が困難なケースに対し、包括的な支援体制の構築が求められています。

こうした状況の中、福生市社会福祉協議会では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる「地域共生社会」の実現を目指し、令和7年度より本格実施している「重層的支援体制整備事業」を通じて、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に推進しています。

本年度は、本会の新たな指針となる「第6期福生市地域福祉活動計画」の初年度となります。市民一人ひとりが地域に関心を持ち、互いに支え合う意識を育むとともに、行政や関係機関との連携をより一層強化し、新たな計画に基づく地域福祉活動を着実に実行してまいります。

なお、本年度の事業の重点項目は次のとおりです。

1 第6期福生市地域福祉活動計画（ささえあいプランふっさ）の推進

本年度は「第6期福生市地域福祉活動計画（ささえあいプランふっさ）」の初年度となります。「地域の支え合い・担い手づくり」「安心して住み続けられる地域づくり」「適切な支援につなげる体制づくり」の3つの基本目標を掲げ、福生市が策定する「第7期地域福祉計画」と連携して、住民主体の地域福祉を更に推進します。

2 社協らしい事業の展開

複雑化する地域課題に対し、地域福祉コーディネーターを中心とした「重層的支援体制整備事業」を推進し、アウトリーチによる早期発見と参加支援の強化に努めます。

また、相談支援、生活支援等の各事業においても、質の高いサービス提供に努め、地域福祉の中核組織としての信頼向上を図ります。

3 災害に備えた社協の体制強化

自然災害に備え、平時より地域や関係機関との連携を強化します。特に、第6期福生市地域福祉活動計画の「災害時における要配慮者への支援」を具現化するため、本年度より「個別避難計画作成支援事業」を新たに受託します。避難行動支援希望者の計画作成を支援し、実効性のある避難体制の構築を目指します。併せて、災害ボランティアセンターの運営訓練も継続し、迅速な支援体制を整えます。

4 時代に対応した社協の体制づくり

社会情勢の変化に柔軟に対応するため、各事業の進行管理においてPDCAサイクルを徹底し、効果的かつ効率的な法人運営を図ります。また、財源確保が厳しい状況下において、経営基盤の強化に向けた業務改善や組織の見直しを継続します。さらに、職員一人ひとりが専門性を発揮できるよう資質向上を図るとともに、広報活動や会員増強活動などを通じて市民や企業の理解と協力を得ながら、地域福祉を推進する中核的組織として安定した運営に努めます。

【事業項目】

1 法人運営事業 [予算 P.26]

(1) 自主財源の拡充

活動の基盤であり自主財源の柱である会員会費の確保に努めるとともに、会員未加入者や事業所に対して、本会実施事業のPRに努め、会員加入の促進を図ります。

(2) 基金の効率的運用（福祉基金・ふれあい基金・ボランティア基金）

安定財源の確保及び在宅福祉の増進とボランティア活動の推進等地域福祉向上のために、各種基金の充実と効率的な運用及び活用に努めます。

(3) 広報紙等の積極的な活用

広く住民の福祉への理解を得るための啓発及び本会実施事業を周知することを目的に、広報紙（年6回）を発行します。

また、社協ホームページ、SNS（Facebook・X（旧Twitter））を活用して新鮮な情報の発信を目指すとともに、社協活動のPRに努めます。

(4) 福祉団体の支援

福祉団体が更に充実した活動が進められるよう支援をし、互いに支え合える地域づくりの推進に努めます。

(5) 苦情解決の取り組み

利用者からの苦情を解決するための体制を整え、利用者の権利を擁護するとともに、本会の福祉サービスを適切に利用できるように支援します。

(6) 個人情報の保護

個人情報の保護に関する法律及び本会の個人情報保護規程に基づき、個人情報取扱事業者として、個人情報の保護及び適正な取扱いに努めます。

(7) 事業の活性化

本会の強みを発揮できるよう、諸制度の改正など社会動向に合わせた組織強化と事業の活性化を図ります。

また、実施計画の策定を図り、事務事業の見直しに際しては職員相互に検討・情報共有し、事業の効率性・実効性を高め、市民サービスの向上を図ります。

(8) 福生市との連携

福生市からの補助金や受託事業の適正な執行・運営に努めるとともに、事務改善等を推進し、市民が安心した生活が送れるよう連携・協働の強化を図り、地域福祉の充実と推進に努めます。

(9) 福祉バス運行事務事業（福生市受託事業）

高齢者や障害者等の方々が、市内の福祉施設等をより利用しやすくするために運行する福祉バスの運行事務事業を受託し、多くの方々に安心して利用いただけるよう適正な運行の促進に努めます。

(10) 指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業

本会は、特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所としての指定を受けて、障害福祉サービス等を利用する障害者（児）のケアマネジメント事業に取り組み、福生市の当該基盤整備の一端を担います。

(11) 目標管理制度の充実

職員一人ひとりの資質の向上と組織の活性化を促進し、合わせて人材育成や能力開発につなげていくための取り組みとして、目標管理制度の充実に努めます。

(12) 職員研修制度の充実

職場において必要とする知識、技能、態度及び問題解決の能力を研修により修得させることにより、職員の資質向上を図り、もって職務の能率的運営に資するため、職員研修計画の策定等、制度の充実に努めます。

2 地域福祉事業 [予算 P.29]

(1) 福生市地域福祉活動計画の推進

地域福祉活動の一層の充実を目指して、本年度を初年度として策定した「第6期福生市地域福祉活動計画“ささえあいプランふっさ”」の推進に努めます。本計画の初年度として、基本理念である「すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して明るく心健やかに暮らせる、人と人とのつながり・支え合いのあるまちづくり」の実現に向け、「地域の支え合い・担い手づくり」「安心して住み続けられる地域づくり」「適切な支援につなげる体制づくり」の3つの基本目標に基づき事業を展開します。

また、社会福祉法人のネットワーク作りを推進し、地域住民・関係機関との連携・協働を図りながら、その担い手となる地域福祉コーディネーターを中心に、重層的支援体制整備事業を推進します。

(2) 小地域福祉活動推進事業

地域福祉コーディネーター、生活支援コーディネーターと連携し、顔見知りの関係となる居場所づくりや見守り活動など、小地域福祉活動の更なる推進に努めます。

また、リーダーを含めた運営スタッフの相談支援や担い手育成を行い、地域共生社会の基盤となる住民主体の課題解決に向けた取り組みを支援します。

(3) 社会福祉活動推進委員の活動

各種事業の支援や相談業務等を通して地域福祉の推進を図り、さらに当該委員の研修を実施し、地域福祉の充実に努めます。

(4) 老人福祉事業

市民の長寿を祝し、福生市との共催による敬老大会を開催します。

(5) 当事者団体等の支援と支援団体のネットワークづくり

子育て世代から、障害者、高齢者等の当事者団体の支援と、それを支える支援団体のネットワークの充実、推進に努めます。

- (6) 第49回福祉バザー、第28回福生市民福祉チャリティーゴルフ大会、2026ふくふくまつり
住民参加による地域福祉活動を積極的に推進するため、関係機関や地域の各種団体を構成員とする実行委員会方式により、事業の推進に努めます。
- (7) 介護用具貸与サービス
制度内では対応出来ない車椅子等の介護用具を必要とする方に貸出し、在宅生活の困りごとを軽減します。安心してサービスを受けられる体制の一環として、住み慣れた地域での日常生活を支援します。
- (8) ほっとサービス
住民参加による有償福祉活動として、高齢者や障害者等の日常生活の支援を提供し、地域住民同士の支え合いにより、住み慣れた地域で安心して暮らせる「福祉のまちづくり」の推進に努めます。
- (9) 福祉活動専門員の活動
地域福祉コーディネーターと連携し、地域の福祉活動を推進するとともに、地域課題解決に向けた講座やイベント等を企画し、市民の福祉意識の啓発と、課題解決のきっかけとなる取り組みに努めます。
- (10) ファミリー・サポート・センター事業（福生市受託事業）
ファミリー・サポート・センターでは地域において、育児の支援を受けたい者と、育児の支援を行いたい者が、相互援助活動を行うことにより、仕事と育児を両立できる環境を整えるとともに、子育て家庭が地域で孤立せず、保護者が安心できる環境づくりを行います。
- (11) 地域福祉コーディネーター業務（福生市受託事業）
重層的支援体制整備事業の実施において、地域福祉コーディネーターが中心となり、支援関係機関から寄せられる複雑化・複合化した相談を受け止め、多機関協働による支援やアウトリーチ等を通じた継続的支援に取り組みます。
また、ふっさボランティア・市民活動センターと連携し、参加支援事業や地域づくりに向けた支援に取り組みを進め、地域への働きかけを行うとともに、社会参加の促進や多様な地域活動が生まれやすい環境の整備に努めます。

3 ボランティア活動推進事業 [予算 P.31]

「地域の支え合い・担い手づくり」を推進するため、市民一人ひとりが地域に関心を持ち、その人らしく活躍できる環境を整備します。ボランティア・市民活動をはじめ、企業、社会福祉法人、教育機関など、多様な主体との連携・パートナーシップを強化し、地域共生社会の実現に向けた幅広い市民の自発的な活動を支援します。

(1) ふっさボランティア・市民活動センターの運営

「誰もが輝ける場づくり」の拠点として、センター機能の充実を図ります。運営委員会、常任委員会等を開催し、センターの役割を再確認するとともに、様々な関係機関・団体と

協働して、市民にとって身近で相談しやすく、誰もが利用しやすいセンター運営に努めます。

(2) 活動普及・支援事業

「支え合いの意識を育む」ため、ホームページや情報紙、SNS (Facebook・X(旧Twitter)・YouTube・LINE) などを活用し、幅広い世代に活動や事業等の情報をわかりやすく提供します。併せて、市民が自身のライフスタイルに合わせて活動に参加できるよう、地域、団体、施設等と連携のうえ、コーディネート機能の充実と効果的な相談体制の確立に努めます。

また、企業や関係機関等の動向を調査・研究し、連携による新たな事業展開につなげます。更に、ボランティア保険への加入促進や助成事業を推進し、団体の自立と発展的な活動を支援します。

(3) ボランティア・市民活動推進事業

ボランティア・市民活動に参加するきっかけづくりや、地域課題を抽出する体制を構築し、新たな担い手の発掘と課題解決に取り組みます。「ボランティア育成支援プログラム」に基づいた世代別・課題別の各種講座を開催し、市民が自ら考え行動する機会を創出します。

また、学校等と連携した福祉体験プログラム（福祉教育）の充実を図り、次世代の地域福祉の担い手育成に努めます。

(4) 災害時体制整備事業

「いざというときに備える体制づくり」に向け、住民、地域団体、企業、関係機関と連携した災害ボランティアセンターの設置運営体制の整備を図ります。実践的な設置運営訓練を継続実施するとともに、災害ボランティアの養成・啓発を行います。

また、地域での出前講座やワークショップを通じて防災意識の向上を図り、平時からの顔の見える関係づくりによる見守り強化と、災害時に誰一人取り残さない地域づくりを推進します。

(5) パートナーシップ推進事業

「地域福祉推進の基盤づくり」として、多様な主体との連携を強化します。各種団体との協働による講座や居場所づくり、課題共有の場を提供します。

また、企業の社会貢献活動（CSR）や社会福祉法人、NPO等とパートナーシップを結び、それぞれの強みを活かした協働事業を展開することで、複雑化する社会課題・生活課題の解決に向けたネットワークを構築します。

4 生活福祉資金貸付事業（東京都社会福祉協議会受託事業） [予算 P.33]

低所得世帯や、障害者世帯、高齢者世帯等を対象に資金を貸し付けることによって、世帯の経済的自立を図ります。

また、借り入れ時や償還時において民生委員の援助指導により生活意欲の助長を図ります。

5 受験生チャレンジ支援貸付事業（福生市受託事業） [予算 P.34]

学習塾などの費用や、高校や大学などの受験費用について、一定所得以下の世帯の子どもたちへの支援を実施します。

6 成年後見センター事業 [予算 P.35]

利用者支援事業の充実と推進を図るために、福生市からの受託事業である成年後見センター福生運営事業及び東京都社会福祉協議会からの受託事業である地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）、並びに自主事業である各種総合相談事業を総合的・一体的に実施していきます。

今年度より平日の来所が難しい方々のために、第2第4土曜日の午前8時30分から午後4時30分に窓口を開所し、相談体制の充実を図ります。

これまでと同様、関係機関及び地域の様々な団体とのネットワークを活用し、判断能力が不十分な高齢者、障害者等をはじめとする市民が、住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、より一層事業の推進に努めます。

(1) 成年後見センター福生運営事業（福生市受託事業）

①成年後見制度推進機関運営事業

成年後見制度の利用促進と普及・啓発を図るとともに、判断能力が不十分な認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等の人権や財産を保全することにより、安心して地域生活の継続と適切な福祉サービスの利用が可能となるよう支援を図ります。

また、中核機関として「相談及び申立ての支援」、「普及・啓発に関する地域・関係機関等への広報活動及び学習会の充実」、「成年後見人等のサポート体制の構築」、「地域ネットワークとの連携・活用」、「運営委員会の充実」、「社会貢献型後見人への支援」、「地域と家裁の連携による成年後見制度の新たな選任・利用支援のしくみの運用」などを実施します。

②福祉サービス総合支援事業

市民の抱える問題が複雑・多様化する中で、市民のより身近な相談窓口として、関係機関・団体との連携により相談事業（身近な法律相談・成年後見制度相談）を実施します。

また、福祉サービスの利用援助、成年後見制度の利用相談、福祉サービスの利用に関する苦情対応、判断能力の不十分な方々の権利擁護相談など福祉サービスの利用者等に対する支援を総合的・一体的に実施します。

③法人後見事業

資力がなく報酬が見込めないため後見人等候補者の確保が困難なケース、頻回な身上保護が必要なケース、地域福祉権利擁護事業〔日常生活自立支援事業〕利用者で判断能力が低下したケースなどケースごとに審査を行い、社会福祉協議会による法人後見事業を実施します。

- (2) 地域福祉権利擁護事業〔日常生活自立支援事業〕（東京都社会福祉協議会受託事業）
認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力が十分でない方々が、地域で安心した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等の預かりサービスを実施します。
- (3) 各種総合相談事業（社協独自事業）
市民の抱える問題が複雑・多様化する中で、市民のより身近な相談窓口として、関係機関・団体との連携により相談事業（心配ごと相談・心の相談・リハビリ相談）を実施します。

7 地域包括支援センター事業（福生市受託事業） [予算 P.36]

保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置し、専門性を活かして連携しながら住民の健康の保持及び生活の安定のための必要な援助を行い、住み慣れた地域で、安心して、心豊かに生活できるよう包括的に支援します。更に関係機関とのネットワークを構築し、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として次の業務を実施します。

- (1) 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業
介護予防・日常生活支援総合事業及び要支援者へのケアマネジメントを実施します。
- (2) 総合相談支援業務
初期段階での相談対応及び専門的・継続的な相談支援、その実施に当たって必要となるネットワークの構築、地域の高齢者の実態把握を行います。
- (3) 権利擁護業務
関係機関と連携し、成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応、処遇困難事例への対応及び消費者被害の防止など、高齢者の生活の維持を図ります。
- (4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用や介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談、地域の介護支援専門員が抱える処遇困難事例への指導・助言を実施します。
- (5) 在宅医療・介護連携推進事業
医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所などの関係者の連携を推進します。
- (6) 生活支援体制整備事業
地域の関係機関と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ります。介護予防に関する地域活動組織の育成・支援のための事業等を実施します。
- (7) 認知症総合支援事業
家族介護者教室及び認知症カフェの開催により、当事者や家族を対象とした支援を

行います。認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症初期集中支援チームと連携し、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ります。

(8) 要介護認定調査

介護保険法に基づく認定調査を実施します。

8 歳末たすけあい運動事業 [予算 P.37]

共同募金の一環として地域住民や町会・自治会、民生委員・児童委員、各関係機関・団体にご協力いただき、募金活動を実施します。地区配分推せん委員会を設けることにより、市民の福祉ニーズに反映した多様で公平な地域福祉の推進に努めます。

また、広報やホームページを活用し、歳末たすけあい運動のPRに努めます。

9 個別避難計画作成支援事業(新規) (福生市受託事業) [予算 P.38]

自ら避難することが困難な高齢者や障害者などの災害時に避難支援を希望される方に対して、避難先や避難の方法など、福生市が作成する個別避難計画に必要な情報を収集し、実効性のある避難支援に努めます。

10 学童クラブ事業 (福生市受託事業) [予算 P.40]

小学校に就学している児童で、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象として、放課後の時間帯及び、学校の長期休業日において保護者の代わりに家庭的機能の補完を図り、「遊び」及び「生活」を通して児童の健全育成に努めます。

11 一体型放課後対策事業 (福生市受託事業) [予算 P.41]

小学校において、学童クラブ事業及び放課後子ども教室(ふっさっ子の広場事業)を一体的に実施することにより、全ての児童に安全・安心な居場所を確保するとともに、保護者の働く状況により、放課後を過ごす場所が分けられることなく、同じ学校、地域で過ごす児童が時間や体験を共有し、児童の健全育成に努めます。

12 老人福祉センター事業 (福生市指定管理受託事業) [予算 P.42]

高齢者の生きがいづくりを推進するため、生活相談・健康相談、健康づくり教室、教養講座等を実施し、高齢者が「健康で、安心して、いきいきと支え合って暮せるまちづくり」を目指します。

また、老人クラブ及び自主グループに対する育成・援助等を行い、自立を目指し「健康・友愛・奉仕」の精神で明るい生活が営めるよう市民の方と協力して推進します。

13 通所介護事業 (福生市高齢者在宅サービスセンター田園) [予算 P.45]

介護保険で認定された要介護1～5の方に対して、送迎、食事、生活相談、趣味生きがい

活動、入浴、日常動作訓練等の各種サービスを提供し、利用者の能力に応じた日常生活の支援に努めます。

併せて、介護予防・日常生活支援総合事業として要支援1・2の方に対して、要介護状態になることを出来る限り防ぎ、介護予防の観点から各種サービスの提供に努め、利用者の心身機能の維持向上とともに家族等の負担の軽減を図ります。

また、本会の特性を活かして、市内の保育園、小・中学校、ボランティアや市民の方々との交流を図り、地域に根ざした運営に努めます。

14 高齢者生きがい活動支援デイサービス事業（福生市受託事業） [予算 P.47]

介護保険に該当しない在宅の高齢者に対して、通所によるリハビリ体操、趣味活動、生活相談等を通し、健康で生きがいのある生活が過ごせるように支援を図ります。

15 生活介護事業〈はっぴい・れんげ園〉 [予算 P.50]

身体及び知的障害者の生活の改善及び機能の維持向上等を図るために、通所による機能改善及び創作的活動や生産的活動等の機会を提供し、身体能力に応じて食事や入浴等の介護及び日常生活能力の維持向上に必要な支援を行います。

実施にあたっては、個別支援計画を基に利用者の意思と人格を尊重し、サービスの質、また本会の特性を生かし、行政、民生委員・児童委員協議会等福祉団体や地域の組織団体、ボランティアなどと連携して利用者の社会参加や福祉の増進を支援します。

16 障害者自立生活支援センター事業〈すてっぷ〉（福生市受託事業） [予算 P.52]

障害者（身体・知的・精神障害）の就労支援体制を強化するために、障害者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害者が安心して働き続けられるよう、就労支援事業を実施していきます。

また、相談支援事業として障害者（身体・知的障害）を対象に、生活の基本である住居、食事等の日常生活に即した課題に対して、個別に具体的な相談支援を行うとともに、必要に応じて関係機関への連絡調整等を一体的に提供することに努めます。なお、余暇支援として、登録者等の方達の交流、情報交換などの場を提供し、自立支援に努めます。

17 地域活動支援センター事業〈れんげ園・はっぴい〉 [予算 P.53]

(1) 地域活動支援センター事業

身体及び知的障害者を対象に、通所による創作的活動や生産的活動等の機会の提供及び社会参加を促進し、意欲ある日常生活を維持できるように支援します。

実施にあたっては、個別支援計画を基に利用者の意思と人格を尊重し、サービスの質の向上と、更に地域との交流を図り、障害者に対する理解を深めていただけるように努めます。

(2) 重度身体障害児入浴サービス事業 (福生市受託事業)

家庭での入浴が困難なおおむね6歳から18歳未満の在宅重度身体障害児を対象に、福祉センターの特殊浴槽を活用した入浴サービスを実施し、身体の清潔保持及び、心身機能の維持等を図るとともに、家族等在宅介護者の負担の軽減に努めます。

18 児童発達支援センター事業 (福生市指定管理受託事業) [予算 P.54]

地域の障害児支援の拠点として、相談支援事業、療育支援事業、地域支援事業の3つの事業を柱として、児童や保護者に寄り添った児童発達支援に努めます。

19 生活資金貸付事業 (福生市受託事業) [予算 P.55]

不時の出費により一時的に生活が困窮し、他から借入れを受けることが困難な低所得世帯を対象に貸付けを行い、自立支援に努めます。

20 福祉センター管理事業 (福生市指定管理受託事業) [予算 P.58]

福祉の拠点として、市民が気軽に安心して利用できる場を提供するため、施設管理の充実と災害時における安全対策の向上に努めるとともに、その他諸活動を通して市民主体の福祉活動の輪が広がるよう環境を整備し、福祉のまちづくりの実現に寄与します。

21 収益事業 [予算 P.60]

広報紙及びホームページに企業等の広告を掲載することによる広告料及び地域福祉応援型自動販売機事業などの収益事業の充実を図り、財源の確保に努めます。

また、企業等に積極的に働きかけ、更なる収益増に努めます。